

智恵文小学校 いじめ防止等対策推進計画

I いじめ防止に向けた組織対応

1 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

いじめ問題への取組にあたっては、いじめを把握した段階で早急に事実確認等を行い、関係者が集まって対応チームを組織し話し合うとともに、指導方針を理解した上で役割を分担し、全校体制で組織的に迅速な対応を進める必要があります。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、校長が「いじめ対策委員会」を招集し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ問題の解消に取り組めます。

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えるとともに、年間のいじめ防止指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切です。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進することが重要です。

	4月	5月	6月	7月
会議等	いじめ対策委員会 ・方針確認 ・指導計画等 保護者会等での啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催		事例交流会
防止対策	道徳の時間の公開 参観日で年間1回 生徒理解支援ツール 「ほっと」の活用	児童会企画集会活動	ふれあい週間	全校道徳 児童会企画集会活動
早期発見	家庭訪問		いじめアンケート実施	
	年間を等した校外巡視			

	8, 9月	10月	11月	12月
会議等	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2,3学期の計画	事案発生時、緊急対応会議の開催		事例交流会
防止対策	人権教室	生徒理解支援ツール 「ほっと」の活用	ふれあい週間	全校道徳 児童会企画集会活動
早期発見		いじめアンケート実施	教育相談週間	
	年間を等した校外巡視			

	1, 2月	3月
会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催 事例交流会	いじめ対策委員会 ・年度のまとめ ・課題検討
防止対策	児童会企画集会活動 生徒理解支援ツール「ほっと」の活用	全校道徳
早期発見	いじめアンケート実施 年間を等した校外巡視	

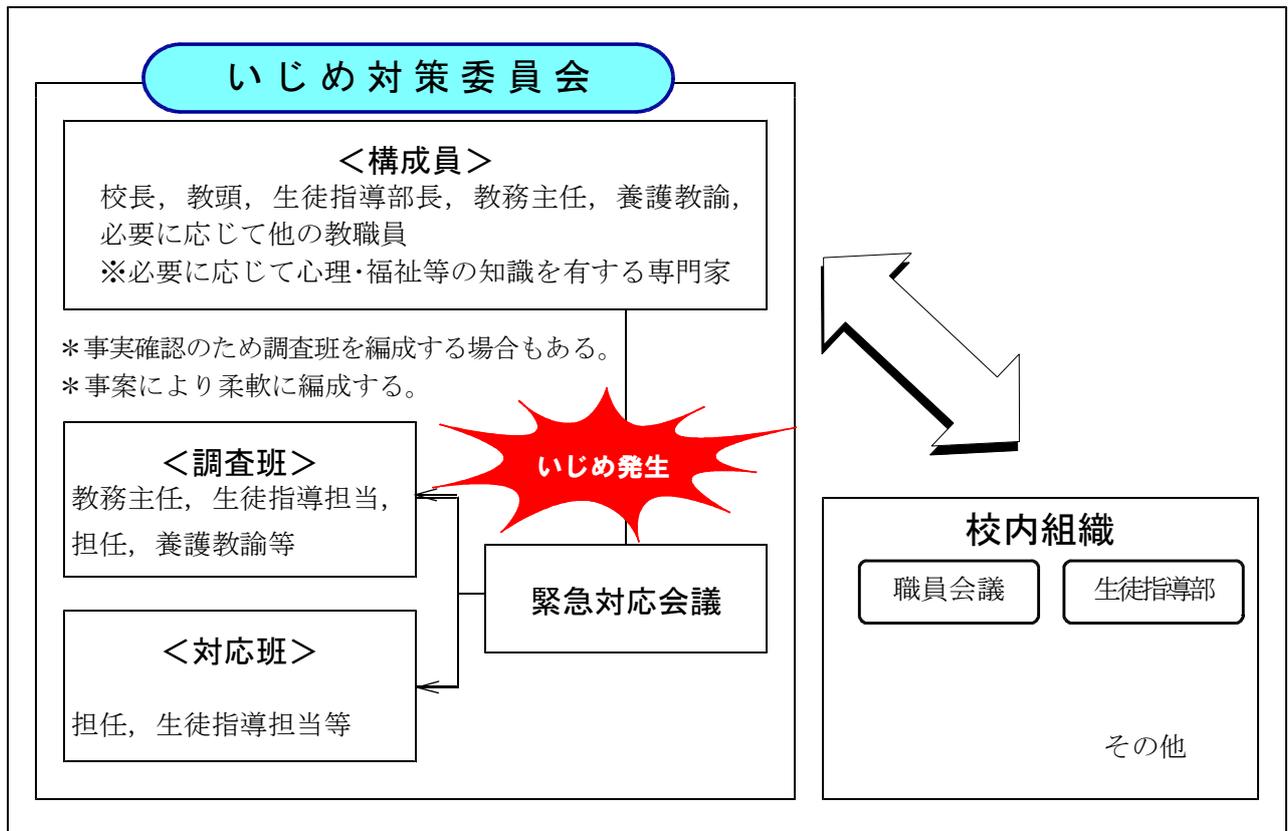
指導体制構築のポイント

- ◆教職員がいじめ問題の重大性を認識し、校長を中心に未然防止に組織的に取り組む。(道徳教育、人権教育、特別活動等)
- ◆いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導の留意点などについて、職員会議や校内研修の場で取り上げ、教職員会の共通理解を図る。
- ◆いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

2 いじめ問題への対応に向けた「いじめ対策委員会」の開催

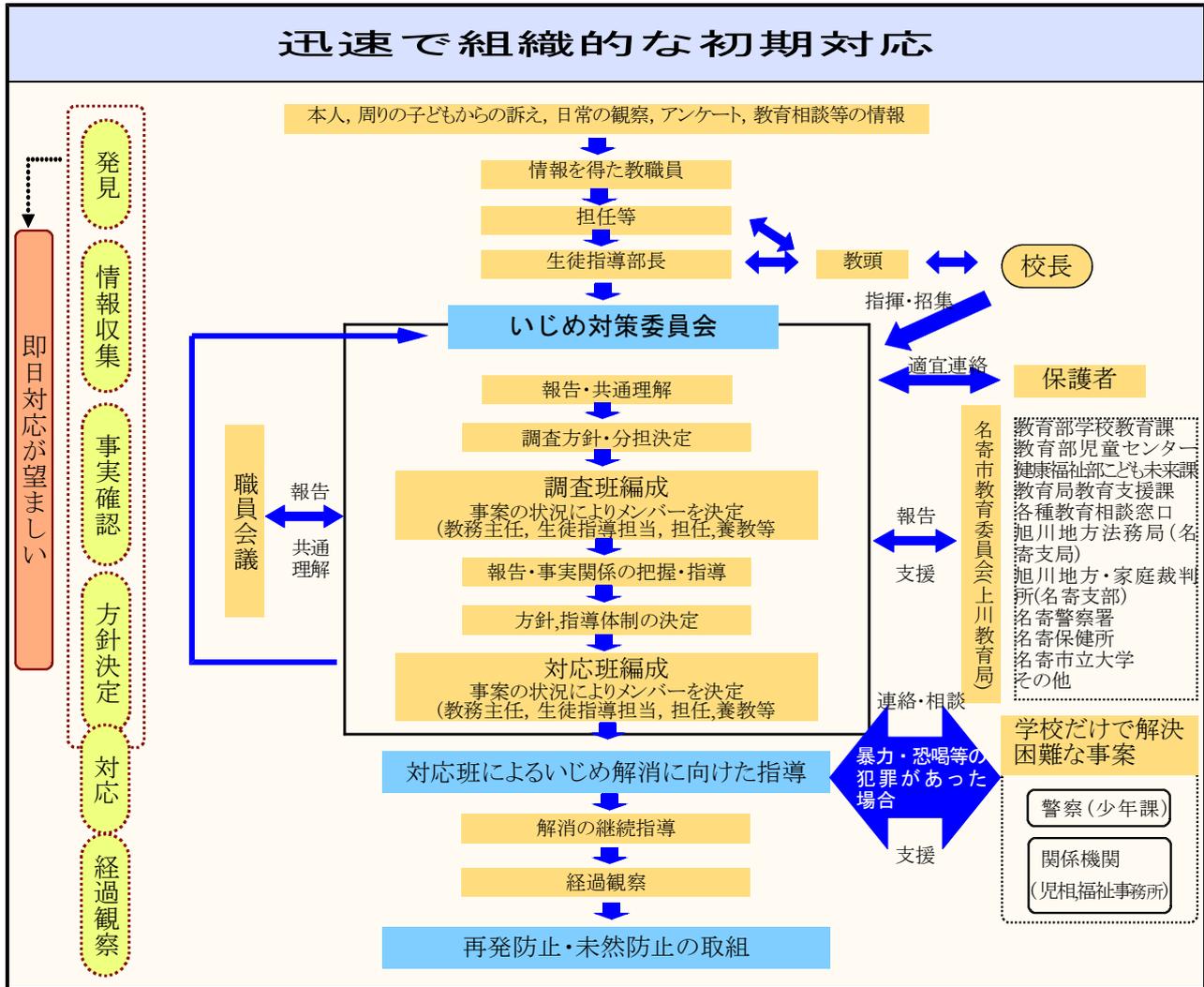
校内委員会のうち、日常の子どもたちの実態把握、問題行動等への適切な指導のため「いじめ対策委員会」が設けられています。本校においては、必要に応じて校長が「いじめ対策委員会」を招集し、組織的にいじめ問題への対応にあたります。

<いじめ対応に向けた組織>



- ※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- ※いじめ事案発生時は緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- ※いじめ対策委員会での内容や事案への対応については、職員会議において報告し、周知する。
- ※事後の指導に関し、必要に応じて職員会議を開催し、全校体制での対応、さらなるいじめの未然防止に努める。

II いじめが起きた場合の組織対応の流れ（学校全体の取組）



重大事態への対応について

生命または身体の安全がおびやかされるような重大事態が発生した場合

- 速やかに監督官庁(名寄市教育委員会), 警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり, 学校で組織的に対応し, 迅速に事案の解決にあたります。
- 事案によっては, 学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し, 必要があれば, 当事者の同意を得た上で, 説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施します。
- 事案によっては, マスコミへの対応も考えられます。対応窓口を明確にし, 誠実な対応に努めます。

重大事態とは

- いじめにより, 児童生徒の生命, 心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
〈北海道子どものいじめ防止に関する条例〉

<名寄市教育委員会に重大事態の発生を報告>

(※名寄市教育委員会から市長に報告)

【重大事態】

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

<市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断>

智恵文小学校が調査主体の場合

1 本校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※これまでに本校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

3 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

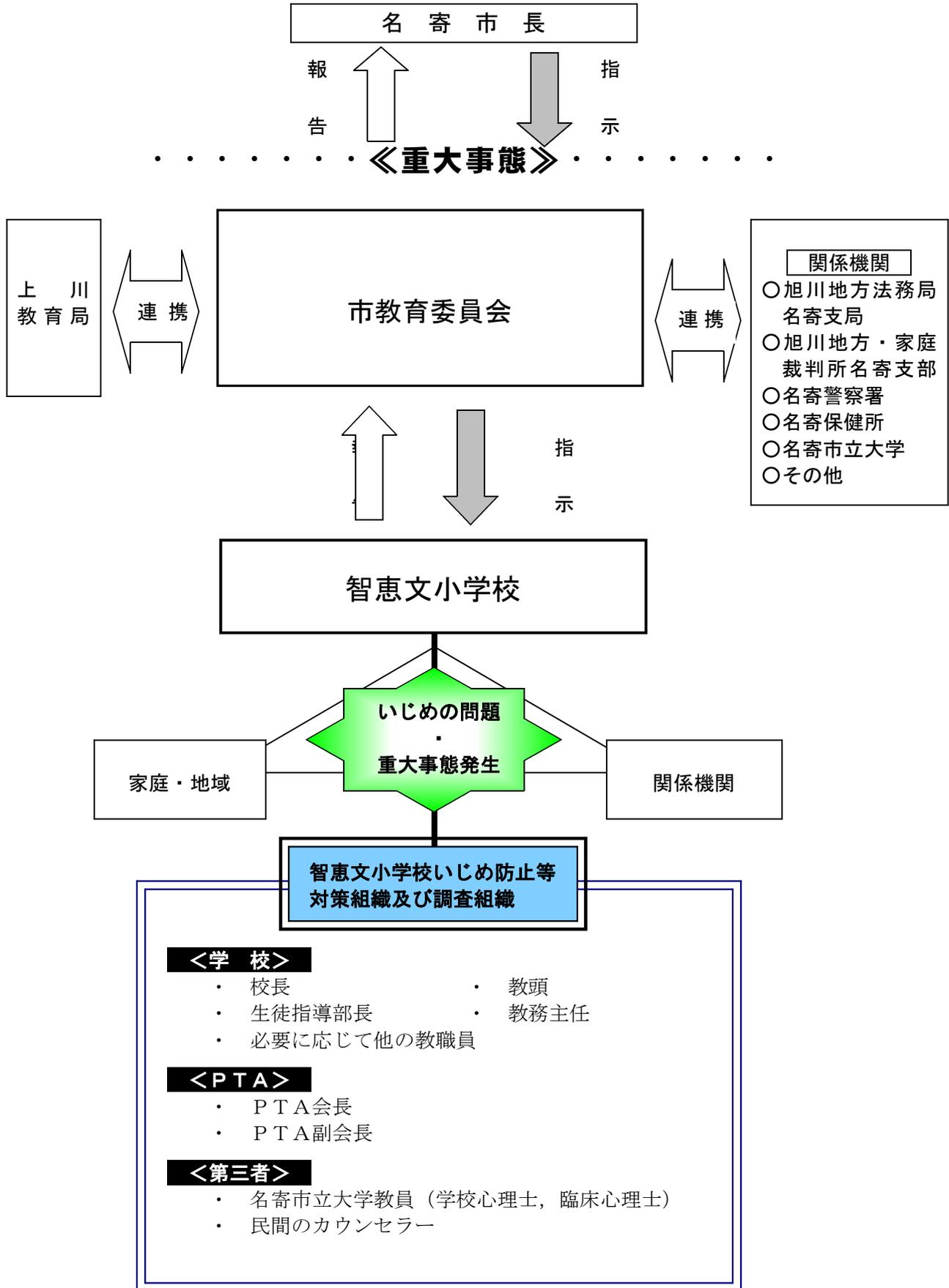
- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。)
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

4 調査結果を市教育委員会に報告

- ※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

いじめ防止等対策組織及び調査組織について



III 監督官庁、警察、地域の関係機関等との連携

1 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められます。

2 出席停止制度の適切な運用について

子どもに対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが大切です。しかし、指導の効果が上がらず、他の子どもの心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、出席停止の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要があります。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。

【関連法及び条項】

<学校教育法第11条>

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

<学校教育法第35条>

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3 警察との連携について

地域の警察との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて相互協力をする体制を整えておくことが大切です。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携して対応することが必要です。子どもの生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要があります。

4 その他の関係機関との連携について

いじめた子どもの行為の背景に、保護者とのかかわりなど家庭の要因が考えられる場合があります。そのような場合には、地域の関係機関へ相談したり、協力を得たりすることも視野に入れて対応することが必要です。

名寄市

<教育相談センター> (教育部児童センター)

名寄市内の青少年の健全育成を目指し、いじめ、非行、長期欠席、不登校、ひきこもり等、教育上の諸問題に対する指導、助言等を行っています。

児童センター
(TEL 01654-3-3465)



<家庭児童相談室> (健康福祉部こども未来課)

家庭児童相談室では、子どもの成長(ことば、運動、精神面)のほか、障害のある子どものこと、いじめ、非行、長期欠席、不登校、ひきこもり、しつけの悩みなど、専門機関と連携して、18歳未満の子どものあるゆる悩みについて応じています。

家庭児童相談室
(TEL 01654-3-2111 内線 3228)

北海道警察

<少年サポートセンター>

北海道警察本部では、道内5か所に「少年サポートセンター」を置き、臨床心理士の資格を持った「少年心理専門官」が、カウンセリングや心理療法の技術を用いながら、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などに関する相談を受けています。面接相談も受け付けています。

少年サポートセンター

◇旭川方面本部 少年サポートセンター
旭川市1条通25丁目487番地6
(TEL 0166-35-0110)

◇警察本部 少年サポートセンター
札幌市中央区北1条西7丁目「プレスト1・7」ビル
(TEL 011-251-0110)

◆少年相談110番 0120-677-110 (フリーダイヤル)
(TEL 011-251-0110)

PTA・地域

PTAや地域の関係団体ともいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める必要があります。

PTAに関しては、総会の折に学校のいじめ防止に関する基本方針を説明したり、参観日の各学年懇談、個人懇談等を通して情報収集したりするなど、積極的に働きかけます。

IV 教職員の研修の充実

本校においては、この『智恵文小学校 いじめ防止基本方針』を用いて校内研修を実施し、全ての教職員がいじめ問題について共通理解を深めます。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施していきます。

初任者等の若い教職員に対しては、校内のOJTが円滑に図られるように配慮していきます。

「カウンセリングマインド研修」

全ての教職員を対象とした、カウンセラーによるカウンセリングマインドの向上を目指した研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたります。

「OJT」(On-the-Job-Training)

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通して、必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって、全体的な力量を育成する活動。

V いじめ防止に向けた取組の点検・評価及び見直し

本校においては、この『智恵文小学校 いじめ防止基本方針』について、職員会議、校内研修、学校評価会議等の機会に定期的に共通理解するとともに、点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。

いじめ早期発見 チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり、落書きなどがあつたりする | <input type="checkbox"/> 子どもの言葉遣いが乱暴になってきている |
| <input type="checkbox"/> 並べた机と机の間が離れている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掃除の時に特定のこの机を運ぼうとしない | <input type="checkbox"/> 冷やかしをするグループがある |
| <input type="checkbox"/> 特定のこの持ち物や掲示物などにいたずらがある | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず他の子どもの顔をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中に教職員に見えないように消しゴムを投げたり、手紙を回したりしている | |

いじめられている子ども

- | | |
|---|---|
| ● 日常の行動・顔の表情 | |
| <input type="checkbox"/> 早退やひとりで下校することが増える | <input type="checkbox"/> 学校に来たがらない、休みたがる |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない | <input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛や体調不良を訴えて保健室に行きたがる | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせないようにしている | <input type="checkbox"/> とときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> いつも人の目を気にして目立たないようにしている | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにやしている |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われたりいやなことをされたりしても言い返さず、愛想笑いをしている | |
| ● 授業中・休み時間 | |
| <input type="checkbox"/> 一人であることが多い | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立することが多い | <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、忘れ物が増える |
| <input type="checkbox"/> 発言したり教職員がほめたりすると冷やかされる | <input type="checkbox"/> 理由もなく集中力が落ち、成績が下がる |
| <input type="checkbox"/> 消しゴムや学習用具をいつも特定の子どもに貸している | <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる |

●昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 食べ物にいたずらをされる

- 他の子どもから机を離して食べている
- 食事の量が減ったり食べなかったりする

●清掃時

- いつもぞうきんがけやごみ捨て役になっている
- 特定の子どものいすや机を運ばない、さわらない

- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 登下校時に他の子のかばんなどを所持される
- 机や持ち物、個人の作品などに落書きをされる
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- トイレやかべ、公園の遊具などに個人を中傷する落書きをされる
- インターネットの掲示板や携帯電話のメール等で悪口を書かれる
- ボタンが取れたり、きているものが汚れたり破れたりしている
- 持ち物が隠されたり、壊されたりする
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金をもち、友だちにおごる

いじめている子ども

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 他の子どもに対して威嚇するような表情をする
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う
- 他の子どもの言うことやすることを必ず否定する
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け入れない
- 教職員によって態度を変える

<参考資料>

- ・「いじめ防止対策推進法」 平成 25 年 6 月 28 日公布
- ・「北海道子どものいじめ防止に関する条例(仮称)」素案(案) 北海道 平成 25 年 10 月
- ・「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A (暫定版) 平成 25 年 10 月
- ・生徒指導資料「いじめから子どもたちを守るために」 平成 24 年 3 月 北海道教育委員会
- ・いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針 よくあるご質問
- ・重大事態対応フロー図(学校用)
- ・知っていますか「いじめ防止対策推進法」[学校編]
- ・組織的ないじめ対応の流れ
- ・学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント(案)
- ・「生徒指導提要」 文部科学省 平成 22 年 3 月
- ・「いじめ対応マニュアル」 兵庫県教育委員会 平成 24 年 7 月
- ・「いじめ防止に向けた取組方針」 群馬県教育委員会 平成 25 年 4 月